

7. 施策の推進体制

1. 市民・民間事業者・行政の役割分担

本計画では様々な施策を掲げていることから、市民、民間事業者、行政が住宅や住環境に対して知識と意識を高め、それぞれが協力して役割を果たすことによって、目標の実現を図っていきます。

(1) 市民の役割

- ①一人ひとりが住まいづくりに関心を持ち、住まいについて意識の向上を目指しつつ、良好な住環境の実現に向けて積極的に取り組む必要があります。
- ②まちづくりや地域活動に関心を持って参加することで、住みよいまちづくりに貢献する必要があります。

(2) 民間事業者の役割

- ①住宅供給の大半を担う住まいの作り手として、住まいの安全性や品質・性能の確保を図りつつ、良質な住環境を提供することが求められます。
- ②市民ニーズ及び市の施策を理解し、住みよいまちづくりに協力することが求められます。

(3) 行政（市）の役割

- ①地域特性を生かした住宅施策を実施します。
- ②市民の住宅建築や民間事業者の開発行為などについて、住みよいまちづくりに誘導していくための助言・指導を実施します。
- ③住宅セーフティネットとして、関連部署と緊密に連携を取りながら、住宅困窮者に対して適切な住宅供給を行います。
- ④住まいづくりに関する情報提供を行います。

2. 国・県等との連携

(1) 国・県との連携

総合的かつ効果的な施策を推進するため、市営住宅の供給、民間住宅の供給の誘導、空き家問題への対応、住まいの情報提供や安定した居住環境の維持のための仕組みづくりなど、国や県との連携を強化していきます。

また、施策の推進にあたって交付金等必要な財源の確保、既存制度の拡充等については、国及び県に要望していきます。

(2) 市の施策相互間の連携

本計画に示された住宅施策は、住宅長寿命化に向けた支援、高齢者・障がい者・子育てに対する施策、自治会支援、防災対策、交通対策などのほか、福祉施策や地域住民の活動など、市の複数の部署に関係しています。こうした市の施策相互間の連携を一層強化し、ハード・ソフト両面の取り組みを進めます。

鹿角市住生活基本計画【概要版】

発行年月 平成 27 年 3 月

発 行 鹿角市

〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田 4 番地 1

TEL: 0186-30-0261 FAX: 0186-30-1130

URL: <http://www.city.kazuno.akita.jp/>

鹿角市住生活基本計画【概要版】

「ふれあい・賑わい・笑顔あふれる人と環境にやさしい鹿角の住まいづくり」

1. 計画の目的

鹿角市ではこれまで、平成 14 年度策定の住宅マスタープランのもと『いやしの里の住まいづくり』を基本理念とした住宅施策を推進してきましたが、人口減少や少子高齢化が一層進展する中で、住宅施策の制度的枠組みの変化や、国においては、国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活基本法（平成 18 年 6 月）が制定されたほか、国・県では住生活基本計画が策定されています。

国・県の動向を踏まえ、本市の住まいづくりの指針である住宅マスタープランを見直し、本市の特性に応じた市民の豊かな住生活を実現するために、住生活の安定確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として「鹿角市住生活基本計画」を策定し、今後の住宅施策に反映させていきます。

2. 計画期間と対象区域

計画期間は平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とし、平成 31 年度を中間年次、平成 36 年度を目標年次とする計画とします。また、この計画の対象区域は、鹿角市の行政区域（707.52 km²）とします。

3. 本市の住宅・住環境の状況

本市の現況や住宅事情、住宅に関するアンケートの状況は、以下のような結果となっております。

(1) 地域特性・人口・世帯数

- ①寒暖の差が大きい盆地特有の気象、約 4 か月は雪の影響を受ける
- ②人口は、自然減と社会減が続いており、減少している
- ③年齢構成は、年少人口、生産年齢人口が減少しており、老年人口が増加。年少人口と生産年齢人口割合は、全国平均を下回り、老年人口が全国平均を大きく上回る少子高齢化が進展

(2) 市の主な住宅事情

- ①世帯数に対して住宅総数が上回っており、量的には充足している
- ②空き家は増加傾向にある
- ③持ち家が多く、持ち家率は県平均よりも高い。一方で民営借家は県平均よりも低い
- ④築 30 年以上となる昭和 55 年以前の住宅が多く、住宅ストックの老朽化が進行
- ⑤新築・増築が減少傾向にある
- ⑥持ち家と貸家の住宅規模（居住室数、畳数、延べ床面積）は県平均よりも広い
- ⑦4m未満の狭あい道路に接する住宅が約 5 割
- ⑧高齢者世帯が増え、その住宅のほとんどが持ち家
- ⑨市営住宅（棟）の約 3 割が耐用年数を超える

(3) 住宅に関するアンケートによる主な市民意識

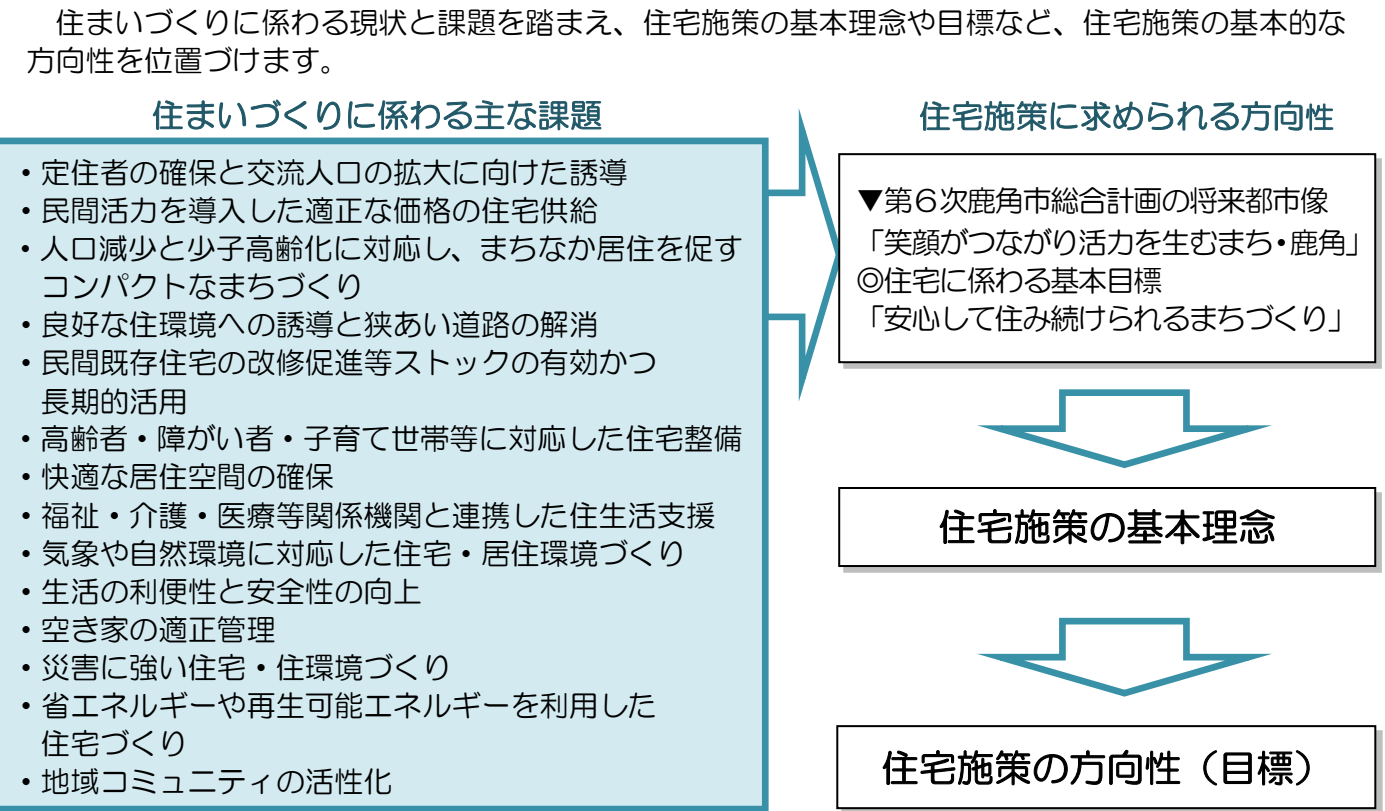
<一般住宅世帯>

- ①住環境に対しては、自然環境が良いと評価する反面、日常生活の利便性や災害に対する安全性が求められている
- ②住宅で重視する点は、積雪に考慮した設計や高断熱・高気密などの快適性の高さ、耐久性・耐震性などの安全性の高さが求められている
- ③今後の住宅施策は、若者の定住化や空き家の抑制・利活用推進に向けた取り組みが求められている
- ④まちなかへの居住については、防犯上安全な住環境や土地の価格・家賃の価格の安さが求められている

<市営住宅入居世帯>

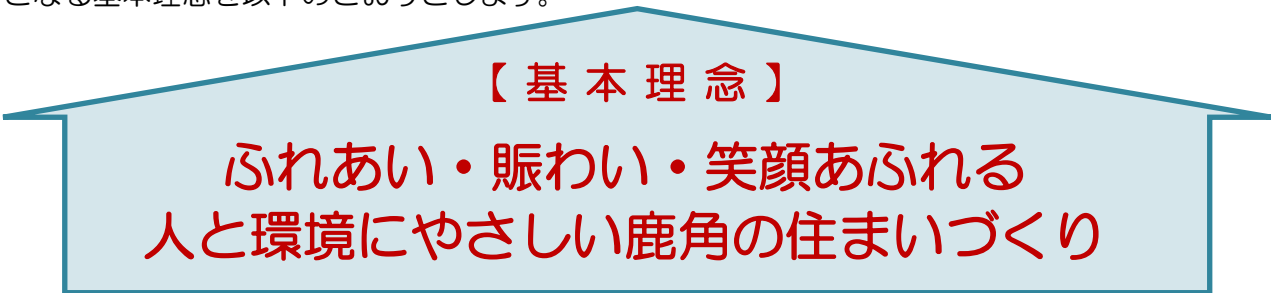
- ①設備では、遮音性や断熱性・脱衣室のほか、トイレ設備の充実が求められている
- ②今後の住宅施策は、市営住宅の建設・建替・改善と高齢者向け住宅建設の推進が求められている
- ③建設にあたっては、体の不自由な方への対応や駅・病院・市役所等の施設に近く、利便性が高いことが求められている
- ④まちなかへの居住については、約 4 割が望んでおり、その条件として低家賃や通勤・通学・通院等の利便性の高さが求められている

4. 課題の整理と住宅施策に求められる方向性



5. 住宅施策の基本理念

鹿角市住生活基本計画では、上位計画で挙げられているキーワードや本市の住まいづくりの課題等を踏まえ、地域に愛着を持つことで住み続けたい人が増えていくよう、住宅施策の基本的な考え方となる基本理念を以下のとおりとします。



6. 住宅施策の目標と展開

基本理念「ふれあい・賑わい・笑顔あふれる人と環境にやさしい鹿角の住まいづくり」のもと、住宅施策に求められる方向性を踏まえ、5つの目標と15項目の施策方針を位置づけ、それぞれ対応する施策に取り組みます。

目標1 人が集い賑わいを生む住まいづくり

多様なニーズに対応した良質な住宅整備や使用可能な空き家の情報提供等により、定住化の促進を図るとともに、まちなか居住を促進するため、生活の利便性向上に向けた取り組みを進めます。

施策方針(1)定住のための住宅等供給の促進

- ①空き家を利活用するための支援制度の情報提供
- ②税制、補助金、融資などの各種助成措置の活用促進
- ③鹿角特有の気候・風土などに適した住まいづくりの推進

施策方針(2)まちなか居住の促進

- ①まちなか居住を促進する施策・制度の検討

施策方針(3)まちなかの活性化の推進

- ①まちなかの空き家などの既存施設の有効活用の検討
- ②まちなかへの移動を円滑にする公共交通の利便性向上
- ③鹿角花輪駅前広場整備による中心市街地の魅力向上

目標2 幅広い世帯が快適に暮らせる住まいづくり

高齢者や障がい者だけでなく、誰もが快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した環境整備や住宅改善等（バリアフリー化等）を進めます。

施策方針(1)住まいの長寿命化の促進

- ①民間住宅リフォーム支援制度の利用促進
- ②住宅の維持管理に関する情報提供

施策方針(2)高齢者・障がい者等に対応した住宅支援

- ①高齢者・障がい者等に対応した住宅整備の支援
- ②福祉・医療・介護機能が連携した居住環境の形成推進
- ③単身高齢者等に対応した見守りネットワークの構築

施策方針(3)子育て世帯に対応した住宅支援

- ①子育て世帯に対応した支援の充実

目標3 環境にやさしい安全・安心な住まいづくり

市民との連携による地域主体の防災性、防犯性向上の取り組みを支援するとともに、住宅の耐震性能の向上や老朽空き家対策等の取り組みを進めます。また、再生可能エネルギー・省エネルギー機器の活用や、高気密・高断熱化など環境負荷の少ない住まいづくりを促進します。

施策方針(1)安全な住環境の整備

- ①気象条件に対応した住宅ガイドラインの普及
- ②基本的な住宅性能と居住環境の確保
- ③空き家所有者に対する助言・指導の実施
- ④安全な道路整備の推進
- ⑤都市計画制度の適切な運用

施策方針(2)市民の防災意識の向上

- ①防災ガイド等を活用した市民の防災意識向上
- ②自然災害に対する住宅市街地等の安全の確保

施策方針(3)災害に強い住環境の形成

- ①耐震診断・耐震改修の促進
- ②道路・橋りょう等の長寿命化の推進
- ③除排雪対策の推進

施策方針(4)環境にやさしい住まいづくりの促進

- ①自然環境に配慮した住宅づくりの促進
- ②地域特性を生かした住宅情報の提供

目標4 豊かな地域コミュニティを育む住まいづくり

市の特性や地域ごとの個性を生かしながら、ゆとりとうるおいのある住環境を向上・充実するとともに、人と人とのつながりを大切にし、コミュニティで支え合う環境づくりを進めます。

施策方針(1)持続可能なコミュニティづくりの支援

- ①持続可能なコミュニティ形成の促進
- ②地域との共動による住環境の維持支援

施策方針(2)多様な世代に配慮したコミュニティ形成の推進

- ①多様な世代が地域でともに暮らすコミュニティ形成の推進
- ②地域のふれあいの場所の整備

目標5 生き生きと暮らせる市営住宅づくり

低額所得者など適切な住宅を確保することが困難な世帯に対して、市営住宅の住宅セーフティネット機能を維持するとともに、良好な市営住宅ストックの整備を進めます。

施策方針(1)良好な市営住宅ストックの形成

- ①適正な居住水準以上の市営住宅の供給
- ②市営住宅の長寿命化の推進

施策方針(2)市営住宅の建替え等の検討

- ①市営住宅建替事業の推進
- ②民間活力の活用によるPFIなどの導入検討

施策方針(3)住宅困窮者への安定した住宅の確保

- ①安全・安心な市営住宅ストックの確保
- ②市営住宅の適正な管理